

1. 品目及び基準（案）についての意見

	主な意見の概要	考え方	件数
① 紙類（コピー用紙）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%以下であることを存続させるべき。 ・今回の改定案の上限30%の置き換え部分において、「または、環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」の部分を削除すべき。 ・今回の改定案のように、『原則を100%として上限30%について置き換え可能』とする記載ではなく、『①古紙配合率70%以上 ②残りのバージンパルプ部分については間伐材・端材等再生資源または環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ』とする記載の方が適当ではないか。 ・これまでと異なる考え方を導入することの意味を明確にするため、前文として「再生利用循環をさらに高めていくことが求められる一方で、紙は再生循環の中でもバージンパルプを追加して消費していく特性を鑑み改定を行う」と明記すべき。 ・古紙の水平循環を促進し、脱墨等にかかるエネルギーを抑制するため、用途（業務）に支障がない限り、白色度を60%程度以下とし、一定の黒点等も許容する、とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の古紙パルプ配合率を維持しつつ、将来的に持続可能な森林経営につながる概念として、新たに「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」について、一定の割合で置き換えを認めたものであり、原文のとおりとします。なお、今回の改定は持続可能な森林経営の概念を推し進めるための緊急的な措置であり、古紙の利用については、従来通り継続して推進していくべきものと考えており、日本製紙連合会が2010年までに自主目標としている、古紙利用率62%が着実に実施されていくことを前提としております。従って、古紙の利用が総体として減少した場合には、古紙パルプ配合率の見直しを実施する等の対応を図ることとします。 ・現状の古紙パルプ配合率を維持しつつ、将来的に持続可能な森林経営につながる概念として、新たに「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」という基準を組み込み、一定量につき置き換えを認めたものであり、原文のとおりとします。 ・今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 ・古紙の利用については従来通り継続して推進していくべきものと考えており、今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 	<p>39</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p>
② 紙類（インクジェットカラープリンタ用塗工紙、印刷用紙）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の古紙パルプ配合率70%以上を存続させるべき。 ・現行の基準を維持した上で、上限30%のバージンパルプ部分について、「環境に配慮された原料」の定義をすべき。 ・「環境に配慮されたバージンパルプ」は古紙と同列に扱われるべきであり、特に印字の品質確保のため古紙の最低配合率は規定すべきでないことから、「古紙パルプ、間伐材・端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプの合計が、全体の配合率の70%以上であること。」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の古紙パルプ配合率を維持しつつ、将来的に持続可能な森林経営につながる概念として、新たに「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」について、一定の割合で置き換えを認めたものであり、原文のとおりとします。 ・古紙の利用については従来通り継続して推進していくべきものと考えており、原文のとおりとします。 	<p>34</p> <p>5</p> <p>2</p>
③ 紙類（紙類共通） 【判断の基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・白色度について <ul style="list-style-type: none"> ■環境性能がどうか不明なため、白色度にかかる基準を削除、もしくは配慮事項に格下げすべき。 ■白色度の基準の「程度」を取り、「75%以下」など基準を明確にすべき。 ・FSCなどの信頼できる森林認証制度によって認証されたものについては、再生紙を利用した製品と同列の扱いとして、（古紙の最低配合率は規定せず）基準を満たすものとするべき。 ・森林認証100%の紙を判断の基準に入れるべき。 ・バージンパルプ部分に使用される材について <ul style="list-style-type: none"> ■さとうきびかす・いねわら・葦等の再生資源も追加すべき。 ■間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプのみに限定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、エコマークの認定基準の解説においては「程度」を±3%とされています。 ・現時点においては、持続可能な森林経営に関する国際的な基準、考え方について合意が十分に得られていないことから、今後、国際的な合意形成が得られた時点において、必要な事項について検討を行いたいと考えております。 ・非木材系の再生資源については、現段階においては、環境負荷低減効果、及び、当該資源が再生利用の際に多量に混入する場合におけるリサイクル性の検証が十分なされていないことから、今後適宜検討を行いたいと考えております。 ・間伐材、林地残材、小径木については未利用資源の有効利用の観点から第一に推進する必要があると考えております。それ以外の場合について、合法性の確 	<p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>2</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ■間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプについては削除すべき。 ・間伐材や端材等の配合率に上限を設けているが数値の根拠は何か。その理由を示してほしい。 	<p>認められた木材の利用促進を図ることとしています。</p>	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な森林経営」について定義し、配慮事項でなく判断の基準とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配合率については、古紙の有効利用の観点から古紙パルプ配合率をできるだけ高く設定すべきと考えております。また、今回の基準の見直しにあたっては、温室効果ガスの吸収源として森林の保全等を勘案し、本基準といたしました。なお、紙の基準に係る今回の改定については、別紙資料にて改定に至る根拠等について詳細を公表しております。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な森林経営」について定義し、配慮事項でなく判断の基準とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点においては、持続可能な森林経営に関する国際的な基準、考え方について十分に合意が得られていないことから、今後、国際的な合意形成が得られた時点において、必要な事項について検討を行いたいと考えております。 	5
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> ・備考1イについて <ul style="list-style-type: none"> ■「適正な土地利用用途変更等」とあるが、何を持って適正とするのか。 ■「環境に配慮した植林」の定義が定められていないため、「適正な土地利用用途変更～みならずこととする」の一文を削除すべき。 ■植林目的を含め、天然一次林、成熟した天然二次林の他用途への転換は一般的に適正ではない。森林面積の減少は防いだとしても、生物多様性に優れた森林が単一樹種の植林に置き換わることは許容できない。 ■「当該土地利用用途変更面積に相当する面積の植林」を実施したことを証明する具体的な方法が考えにくく、実効性が疑われる。 ■森林面積のみに着目して基準を設定すべきではない。 ■「森林の有する多面的機能」を表す指標を具体的に示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会通念上適切に行われる土地利用用途変更を指し、例えば適法な宅地開発等によって生じる木材等が想定されます。また今回の改定は、地球温暖化の問題に鑑み、温室効果ガスの吸収源として森林の面積を減少させないこととする観点から、設定したものです ・植林については、持続可能な森林経営の概念を推し進めるものとして規定しており、ご指摘のような不適切な植林については「多面的機能を維持し、適切に管理され」ていないものと考えております。 ・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 ・現時点においては、持続可能な森林経営に関する国際的な基準、考え方について十分に合意が得られていないことから、今後、国際的な合意形成が得られた時点において、必要な事項について検討を行いたいと考えております。 	4
	<ul style="list-style-type: none"> ・備考2について <ul style="list-style-type: none"> ■林野庁ガイドラインに準拠する場合の「紙の原料となる原木についての合法性、環境に配慮された原料であること、及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認を行う場合には、～」の内、『環境に配慮された原料であること』部分を削除すべき。 ■林野庁ガイドラインへの準拠に加え、独立した第三者機関による透明性の高い公正・公平な審査によって「十分な環境配慮」が証明された原料であることを基準として加えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「森林の有する多面的機能」とは、森林・林業基本法及び森林法と整合性を図る観点から記載しているものです。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・備考2について <ul style="list-style-type: none"> ■林野庁ガイドラインに準拠する場合の「紙の原料となる原木についての合法性、環境に配慮された原料であること、及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認を行う場合には、～」の内、『環境に配慮された原料であること』部分を削除すべき。 ■林野庁ガイドラインへの準拠に加え、独立した第三者機関による透明性の高い公正・公平な審査によって「十分な環境配慮」が証明された原料であることを基準として加えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・備考2について <ul style="list-style-type: none"> ■林野庁ガイドラインに準拠する場合の「紙の原料となる原木についての合法性、環境に配慮された原料であること、及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認を行う場合には、～」の内、『環境に配慮された原料であること』部分を削除すべき。 ■林野庁ガイドラインへの準拠に加え、独立した第三者機関による透明性の高い公正・公平な審査によって「十分な環境配慮」が証明された原料であることを基準として加えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	2
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ利用、森林の活性化といった種々の要素を考慮し、リサイクル全体を俯瞰した循環型社会の形成に資するものとして、今回の変更案を支持する。 ・今後、用紙メーカーが、新基準を満たしたコピー用紙を適正な価格で十分に市場に供給できるよう配慮していただきたい。 ・「古紙パルプ」「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」「合法的なバージンパルプ」「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたバージンパルプ」「適切に管理された森林から生産された木材等」というように、様々な表現があり複雑であるため、わかりやすく示していただきたい。 ・バージンパルプに占める間伐材、端材等再生資源の利用促進のため、間伐材・端材等の配合比率の設定を基準に加えるべき。 ・間伐材については合法性の確認が不要となっているが、主伐と間伐の区別が困難であり、合法性を確認しなくてよい根拠がないため、他の木材同様合法性の確認を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙の利用については従来通り継続して推進していくべきものと考えております。また、今後ともグリーン購入についての適正な情報提供について、検討を進めてまいります。 ・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 ・間伐材、林地残材、小径木については未利用資源の有効利用の観点から第一に推進する必要があると考えております。それ以外の場合について、合法性の確認された木材の利用促進を図ることとしています。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、用紙メーカーが、新基準を満たしたコピー用紙を適正な価格で十分に市場に供給できるよう配慮していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・「古紙パルプ」「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」「合法的なバージンパルプ」「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたバージンパルプ」「適切に管理された森林から生産された木材等」というように、様々な表現があり複雑であるため、わかりやすく示していただきたい。 		1
	<ul style="list-style-type: none"> ・バージンパルプに占める間伐材、端材等再生資源の利用促進のため、間伐材・端材等の配合比率の設定を基準に加えるべき。 		1
	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材については合法性の確認が不要となっているが、主伐と間伐の区別が困難であり、合法性を確認しなくてよい根拠がないため、他の木材同様合法性の確認を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材、林地残材、小径木については未利用資源の有効利用の観点から第一に推進する必要があると考えております。それ以外の場合について、合法性の確認された木材の利用促進を図ることとしています。 	1

	<ul style="list-style-type: none"> 本基準の制定後は、基準に適合する印刷用紙の安定した供給を強く製紙業界に求めるべき。 また、地方公共団体に対する本基準の趣旨説明を徹底願いたい。 フォーム用紙、ジアゾ感光紙についても新基準（但し書きでの置き換え措置）を適用すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 なお、グリーン購入について、一般の消費者も含め広く普及するために、ホームページや「特定調達物品情報提供システム」で情報提供を行っています。また、国等の機関、地方公共団体及び事業者を対象とした地方説明会を毎年度開催し、適切な情報の提供を実施しております。 今後とも、グリーン購入についての適切な情報提供に努めてまいります。 フォーム用紙については、その用途として比較的、耐久性を必要とせず、パーズンパルプを混入する必要性は低いと考えられることから、ジアゾ感光紙については、基本的にリサイクルに適合せず、現行のパーズンパルプ配合率を引き上げることは適切でないことから、現行の判断の基準の見直しは行いませんでした。 	1
			2
④ 文具類			
【ダストブロワー】	<ul style="list-style-type: none"> 安全性に問題があれば安易に152a代替フロンに戻すように受け取れるが、152Aも可燃性であり、必要であれば不燃の134a、またはCO₂の製品を使うべき。 DME（ジメチルエーテル）は引火の危険性が有るため、安全性の確保が必要であることを明記すべき。 可燃性を考慮し、判断の基準として、「可燃性についての嚴重な表示をしたうえで、代替フロンを使用しないこと」と、「可燃性を考慮して、地球温暖化係数150以下を使用すること」の2点を並列に表記すべき。 可燃性については、高低ではなく有無で明記すべき。また、引火点、発火点などを具体的な数値で明記すべき。 地球温暖化防止の観点から、経過措置は半年程度が適当。もしくは経過措置の間に安価な152aを充填したものが大量輸入され販売されるおそれがあるため、輸入禁止等の措置を実施すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の防止の観点から、安全性が担保される場合、原則は代替フロンを使用していないダストブロワーを調達することとしております。また、安全性の確保を必要とする際に代替フロンを使用する場合も、地球温暖化係数150以下のものを使用する旨を記載しております。 判断の基準に製品の取り扱いについて適切な記載が必要である旨設定しております。 国等の機関が使用する場合において、可燃性が問題となるケースは少ないと考えております。 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 グリーン購入法は、国等の機関が調達を行う環境物品等の環境性能を規定するものです。なお、経過措置については、市場状況や技術開発の動向等を勘案し、法及び基本方針に定める適正な手続に従って実施しております。 	1
【OAフィルター】	<ul style="list-style-type: none"> PCディスプレイが薄型化し、枠なしが主流になっているため、品目名OAフィルター（枠あり）の「（枠あり）」は削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、判断の基準等の見直しについては市場状況等を勘案し、法及び基本方針に定める適正な手続に従って実施しております。 	1
【メディアケース】	<ul style="list-style-type: none"> 「厚さ5mm程度以下」の「程度」を削除し、6mm以下、7mm以下など明確にすべき。 DVD・ブルーレイディスクを追記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 ご意見を踏まえ、一部修正いたします。 	1
【タックラベル・インデックス・付箋紙・けい紙・起案用紙・ノート】	<ul style="list-style-type: none"> 文具類共通の紙の判断の基準③アと同様古紙パルプ配合率(50%以上)に改定するか、もしくは、紙類の新基準（但し書きでの置き換え措置）を適用すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> これらの品目については、その用途として長期保管性を必要とせず、パーズンパルプを混入する必要性は低いと考えられることから、基準の見直しは行いませんでした。なお、判断の基準等の見直しについては市場状況等を勘案し、法及び基本方針に定める適正な手続に従って実施しております。 	5
【チョーク】	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料の基準値について、10%は低すぎる。20%以上が妥当な線ではないか。 焼き石膏製のチョークについては、元々再生材料の使用率は50%以上であるし、炭酸カルシウム製については、再生材料が存在しないことから品目追加の必要性はない。 （質問）チョークを包装・収納している紙ケースの古紙パルプも再生素材の重量に含んでよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準については市場状況や技術開発の動向等を踏まえ、設定しております。 再生材料としては、卵の殻やホタテの貝殻などを想定しており、判断の基準については市場状況や技術開発の動向等を踏まえ、設定しております。 原則として製品が対象であり、包装材等は含まれません。 	1
（植物を原料としたプラスチック原料）	<ul style="list-style-type: none"> 具体的にどのような機関からどのような確認データをとればよいのかわかるような表現とすべき。 メディアケース他、4品目について、「環境負荷低減効果が確認された」と追記したことに賛同する。 改定案の配合率の限定について、品目により実用性等を検証すべきであり反対。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 — ご意見を踏まえ、今後継続して検討していくこととし、今回の改定は行わないこととします。 	1
			2
⑤ オフィス家具等（オフィス家具等共通）	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準①について、大部分の材料が金属類である収納庫であって、棚板が無い製品は、ウのみ満たせば良いのか、あるいはイ、ウを満たせば良いのかわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、表1に示された区分の製品以外のもについてはイ及びウを満足する必要があります。 	1

	<ul style="list-style-type: none"> 間伐材については合法性の確認が不要となっているが、主伐と間伐の区別が困難であり、合法性を確認しなくてよい根拠がないため、他の木材同様合法性の確認を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源については、未利用資源の有効利用の観点から第一に推進する必要があると考えております。それ以外の場合について、合法性の確認された木材の利用促進を図ることとしています。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 備考3について、工具を使用しないと分解できない部品も対象になるのか不明なため、「分解可能」の定義を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 製品に貼付けてあるシールは対象となるのか明記すべき。 		1	
	<ul style="list-style-type: none"> 備考3①について、錠前を固定する部品、鍵は対象なのか否か明記すべき。 		1	
	<ul style="list-style-type: none"> 備考3②について、「製品特性として」の文言を削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、修正いたします。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 備考3②について、部品の具体例を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ヒンジ、引出レール等」と例示しております。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 製品に使用するネジ、ボルトは対象外と記述すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象外となる旨、備考③に示しております。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 表1について、棚耐荷重の試験方法を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、試験方法については、JIS規格に定められておりです。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 表1の区分が分かりづらいため、具体例を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 『上回らない』の表記が紛らわしいため、『以下であること』に統一すべき。 		1	
	<ul style="list-style-type: none"> 表2について、評価基準を具体的に明記すべき。 リデュース配慮設計は、削減、軽量、減量化の基準を明記すべき。 リサイクル配慮設計は、『分離、分解の容易化』の基準を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、表2は、資源有効利用促進法に基づき（社）日本オフィス家具協会が策定した「金属性家具製品のアセスメントガイドライン」によるものです。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 「再生プラスチック」と「植物を原料とするプラスチック」とが一つの製品内で併用されている場合、どちらも環境に配慮された原料として評価でき得る基準とすべき。 例えば、「再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。」とする場合の「プラスチック重量」から、使用されている「植物を原料とするプラスチック原料」の重量は差し引くこととすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生プラスチックの配合率、及び環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックの配合率については、個別に総合的な検討を行った上で基準としているものであり、いずれかを満たすことが必要とする原文のとおりとします。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 「第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたもの」の意味合いが不明瞭である。サプライヤーからどのような証明書を入力すればよいのか明示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 	1	
⑥	OA機器			
	<ul style="list-style-type: none"> 【コピー機等】 	<ul style="list-style-type: none"> A4サイズ機の$0 < CPM \leq 10$基準の◆修正に関しては、現行基準通りトッランナー基準(≤ 11)のまま対象とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、修正いたします。 	2
	<ul style="list-style-type: none"> ②複合機の「毎分86枚以上の機器」に対しては、国際エネルギースターに準拠した基準となっているため、①コピー機、及び③拡張性のあるデジタルコピー機器に於ける「毎分86枚以上の複写が可能な機器」は、国際エネルギースターに準拠した基準とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> コピー機等については、現在省エネルギー法に基づくトッランナー基準の見直しが行われているところであり、当該基準の見直しの状況を踏まえ、特定調達品目の対象範囲を含め、平成20年度に検討を行うこととします。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準②「古紙パルプ配合100%の再生紙に対応可能であること」を「～判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること」と変更すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、修正いたします。 	5	
	<ul style="list-style-type: none"> 【プリンタ等】 	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準③「使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。」を判断の基準から配慮事項に変更すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用される用紙の機器への対応は機能、用途上必要であることから、原文のとおりとします。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> 【デジタル印刷機】 	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準②「古紙パルプ配合100%の再生紙に対応可能であること」を「～判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること」と変更すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、修正いたします。 	2
	<ul style="list-style-type: none"> 【カートリッジ等】 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の法令や規格でない基準は、詳細を明記すべき。 EU理事会指令67/548/EEC付属書I、付属書IIによりR番号の表示が義務付けられている物質、または1999/45/ECにより危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質を具体的に明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準③「使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。」を判断の基準から配慮事項に変更すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用される用紙の機器への対応は機能、用途上必要であることから、原文のとおりとします。 	1	

⑦ 家電製品（電気冷蔵庫等）	・判断の基準①のうち、定格内容積141～350Lについては、「表に示された区分後との算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/80を乗じて整数以下を切り捨てたものを上回らないこと。」という但し書きを追記すべき。	・ご意見を踏まえ、修正いたします。	1
	・小売事業者省エネ表示制度の多段階表示基準が改定された場合には、昨年度同様に、多段階評価基準の“3つ星”で基準を据え置くべき。	・電気冷蔵庫等については、現行の多段階評価基準の、4つ星程度の基準まで上げることとします。	1
⑧ 照明（蛍光灯照明器具）	・判断の基準②について、「特定の化学物質の含有率基準値を超えないこと、及び含有情報の表示・公表等」については、対応準備できる期間を設けるべき。対応としては、表示・公表ではなく、ご要請があれば含有情報を開示するとすべき。	・本年度分科会において検討した結果であり、対応可能であると判断しました。	1
⑨ 自動車等（自動車）	・ディーゼル乗用車に対しては、その実態に即して達成可能かつ差別的でない判断基準を設定すべき。また、クリーンディーゼル車や水素自動車等も対象とすべき。	・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	・備考2について、「一般公用車・・・については、～」とあるが、これは車両の基準であり、本則の判断の基準の欄に記載した方が分かりやすい。あるいは、判断の基準中に、備考欄を見ることを指示するよう記載すべき。	・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	・備考3について、穀物に由来する燃料については、慎重に検討すべき。	・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。なお、特定調達品目の検討にあたっては、所管の省庁等における検討結果を受けて、新たな知見が示された場合はそれに基づき対応することとしております。	1
	・備考3について、E3、ETBTについては、「公用車燃料」という項目を新規に設けることを、来年度は検討してはどうか。	・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
⑩ カーペット（ニードルパンチカーペット）	・判断の基準②「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック繊維」を、「～植物を原料とするポリ乳酸繊維（あるいは、合成繊維）」に修正すべき。	・ご意見を踏まえ、修正いたします。	1
⑪ 作業手袋	・エコマークで認定している作業用手袋は、再生PET繊維、反毛繊維の認定がほぼ半々ずつで一部未利用繊維のものという状況である。これに合わせ、ポストコンシューマ材料に限定せず、反毛繊維、未利用繊維も対象とすべき。	・半毛繊維、未利用繊維の利用を進めていくことは必要であると考えられますが、ポストコンシューマ材料の利用を優先して推進すべきであることから、原文のとおりといたします。なお、半毛繊維及び未利用繊維については、配慮事項として「可能な限り」使用することとしております。	1
⑫ 防球ネット	・判断の基準③「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック繊維」を、「～植物を原料とするポリ乳酸繊維（あるいは、合成繊維）」に修正すべき。	・ご意見を踏まえ、修正いたします。	1
⑬ 防災備蓄用品			
【ペットボトル飲料水】	・配慮事項③（備考6）について、「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」中、キャップについてはアルミ不可となっているが、リサイクルの観点からもアルミキャップには何ら問題はないため、キャップ部分を全面プラスチックへ移行するのではなく、数年間程の準備期間を設ける等、考慮すべき。	・アルミ製のキャップは、再資源化処理工程においてアルミ細断片が十分に除去できず混入してしまった際に、特に繊維製品を中心としたリサイクルに大きな支障をきたすことがあるため「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」においては不可とされています。なお、特定調達物品として必要な要件は、判断の基準の①及び②を満足することであり、ご指摘の箇所は配慮事項（望ましい事項）であって義務ではありません。	1
【ブルーシート】	・ポリエチレン以外の再生材料を使用したブルーシートがグリーン購入法適合とならない場合は、特定調達品目名を『ポリエチレンを使用したブルーシート』、又は判断の基準に『ポリエチレン以外の再生材料は含まないこと』などを追記すべき。	・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
【一次電池】	・使用推奨期限にかかる記述を明確にするために、判断の基準②を「使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。」とし、備考6を「納入時に残存している使用推奨期限が5年未満になる場合もある。各機関は～（以下、原案どおり）」と変更すべき。	・ご意見を踏まえ、一部修正いたします。	1
【携帯電灯】	・表の連続点灯時間について値を見直すべき。	・ご意見を踏まえ、今年度は携帯電灯の品目への追加は行わず、次年度以降継続して検討することとします。	5
	・備考3について、「携帯電灯の使用電池は、判断の基準（電池）を使用すること」と変更すべき。		1

	<ul style="list-style-type: none"> 連続点灯時間は電池性能、電池の新旧、使用温度等に左右されるもので、携帯電池の規格として載せるのは不適切。また、表示されている時間の根拠が不明。 表の連続点灯時間を削除し、参照として掲載すべき。 		1
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄用品にバイオトイレを追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな品目のご提案については、当該品目の客観的な環境負荷低減効果を明示の上、提案募集に当たってご応募願います。 	1
⑭ 公共工事			
【再生材料を使用した型枠】	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料を使用した型枠を品目に追加したことを高く評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	2
	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料を使用した型枠の残り重量比50%分の原料についても議論していただきたい。また、再生材料の原料について十分な議論をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集時に示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に検討を行っております。今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> 「原材料の重量比で50%以上～」を ①「原材料の重量比で30%以上」と変更、もしくは ②「せき版・木一体成型タイプは、再生材料が原材料の重量比で30%以上」と配慮事項として追記していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集時に示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に検討を行っております。なお、個別のご提案については、その検討結果及び理由等を提案者に別途お知らせします。 	2
	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料の原料となるものについては、再生プラスチックと古紙パルプが指定されているが主原料についての記述がないので、適切に管理された持続可能な森林経営の下で生産された木質原料であることを明記していただきたい。また木質原料の利用は推進されるべきであり、再生プラスチック利用については一定の限度と配慮事項を設けておく必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集時に示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に検討を行っております。今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料の重量比が50%以上と規定されているが、エコマーク土木製品の認定基準ではプレコンシューマ材料の場合50%、ポストコンシューマ材料の場合は25%と規定しているので、整合がとれないか。 また、繰り返し使用されている場合を適用除外とし、エネルギー回収などの再資源化も含むこととしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集時に示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に検討を行っております。今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
【建設汚泥から発生した処理土】	<ul style="list-style-type: none"> 「建設汚泥から再生した処理土」には、六価クロムをはじめとして重金属等有害物質が含まれている可能性があるため、判断基準に「重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと」と追加すべき。同様の記載が配慮事項として規定されている品目については、判断の基準に変更するべき。 また、判断の基準や配慮事項で分析により確認する必要がある品目については、その確認方法について、具体的に記載していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 なお、建設汚泥の適正な再生利用の促進を図ることを目的として、「建設汚泥処理土利用技術基準」（平成18年6月、国土交通省）が定められています。 	1
【エコスラグ】	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材および道路用溶融スラグ骨材を用いた品目が追加されていないのは何故か。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月のグリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集時に示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に検討を行っております。なお、個別のご提案については、その検討結果及び理由等を提案者に別途お知らせします。 (今回のパブリックコメントの対象となっているものではありませんが、今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。) 	1
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の判断基準から目標を立てる場合、以下の①～③のような指標が考えられるので、参考にしていただきたい。 ①当該年度に契約する工事の総件数に占める基準を満たす工事の件数の割合（庁舎管理等と同様の目標の立て方） ②表1の各品目の当該年度の調達総量に占める基準を満たす品目の調達量の割合（横浜市の目標の立て方） ③表1の各品目分類の当該年度の調達総量に占める基準を満たす品目の調達量の割合 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
⑭ 役務（印刷）	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準②について、ポリエチレン等のラミネート加工であるPP貼りについては、業界の努力により、古紙再生が可能となっており、また、長期使用の観点から見ると、印刷物を破損しにくくするPP貼りなどの表面加工は環境に配慮した製造方法であるため、環境配慮されたPP貼りについては、使用抑制項目から削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	1

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上質紙へのリサイクルをより実効的に担保するため、すべての印刷物に「上級紙への再生配慮」を表記することまたは同等のマーク等を表示することを義務付けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本基準の制定後は、基準に適合する印刷用紙の安定した供給を強く製紙業界に求めるべき。 また、地方公共団体に対する本基準の趣旨説明を徹底願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 なお、グリーン購入について、一般の消費者も含め広く普及するために、ホームページや「特定調達物品情報提供システム」で情報提供を行っています。また、国等の機関、地方公共団体及び事業者を対象とした地方説明会を毎年度開催し、適切な情報の提供を実施しております。 今後とも、グリーン購入についての適切な情報提供に努めてまいります。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (質問) 備考3について、印刷会社は、使用する印刷用紙の供給元(製紙会社等)からの証明書を提出すればよいか。それとも、林野庁作成のガイドラインに即して印刷会社としての何らかの証明書の発行が必要となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給元の製紙会社等からの証明書で問題ありません。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備考3について、「木質又は」との表記は何を指しているのか不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、修正いたします。 	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮事項として、持続可能な森林経営に関する記載が追記されているが、役務の印刷において使用するものは印刷用紙であるため、紙類の「印刷用紙」に関する基準で示されるのみで十分ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断の基準①の合法性、及び配慮事項⑥の持続可能性については、印刷用紙のみでなく、冊子の表紙も含めて記載したものです。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断の基準①と配慮事項⑥について、バージンパルプがあたかも二種類あるかの印象を与えかねないため、判断の基準①に合わせて記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断の基準①については、合法性を、配慮事項⑥については、持続可能性を求めたものであり、紙類についても同様の記載方法としていることから、原文のとおりとします。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本基準の制定後は、証明書の入手において印刷会社の規模の大小による不公平が生じる可能性が高くなるため、証明書の発行がスムーズに行われるシステム、仕組みの構築を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明方法及びシステムの構築については、専門家により行われる検討の結果を踏まえて、今後適宜検討を行いたいと考えております。 	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「古紙パルプ」「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」「森林に関する法令に照らして合法的なバージンパルプ」「持続可能な森林経営が営まれている森林から算出されたバージンパルプ」「適切に管理された森林から生産された木材等」というように、様々な表現があり複雑であるため、それぞれの関係、違いについて図等によりわかりやすく示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷用紙の全体の30%とは、印刷用紙全体を100%とし、そのうち30%と解釈してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その解釈のとおりです。 	2
⑮ 役務(食堂)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断の基準に「洗剤は、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること」を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
⑯ 役務(自動車整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断の基準②ア、エンジン洗浄を実施すべき対象の基準について <ul style="list-style-type: none"> ■エンジン洗浄を実施すべき排ガスの基準数値が緩すぎるため、見直しをすべき。 ■エンジン洗浄の対象は走行距離やガソリン品質によってしまうため、多走行の場合や劣悪なガソリン使用の場合を除き「通常使用で1年間」と程度の規定が適当。 ■エンジン洗浄を実施すべき対象の基準としては、走行距離、あるいは通常使用の年数などで規定するのが適当である。 ・ 判断の基準②アについて、2ガス測定のみではCO₂を測定していないため、4ガスターでのCO₂の測定を義務づけるべき。 ・ 判断の基準②イについて、「無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制…」の『等』の範囲が曖昧なため、もっと明確な表現にすべき。 ・ 判断の基準②イについて、エンジン洗浄によるHC、COの削減幅を、車両一律に具体的に標数値化するのとは適切でない。燃費向上効果について再度検証を行い、一定の効果が得られるなら「エンジン洗浄」=グリーン購入特定調達品目とし、世間に同整備が普及していく一助にすべき。 ・ 備考5について、液化石油ガス車のエンジン洗浄はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値については、次年度以降も新たなデータ収集を行い、継続して検討します。 	15
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断の基準②アについて、2ガス測定のみではCO₂を測定していないため、4ガスターでのCO₂の測定を義務づけるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。 	7
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断の基準②イについて、「無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制…」の『等』の範囲が曖昧なため、もっと明確な表現にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業所において、いくつかの補償方法が考えられるため、原文のとおりとします。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断の基準②イについて、エンジン洗浄によるHC、COの削減幅を、車両一律に具体的に標数値化するのとは適切でない。燃費向上効果について再度検証を行い、一定の効果が得られるなら「エンジン洗浄」=グリーン購入特定調達品目とし、世間に同整備が普及していく一助にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値については、次年度以降も新たなデータ収集を行い、継続して検討します。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備考5について、液化石油ガス車のエンジン洗浄はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、修正いたします。 	7

	<ul style="list-style-type: none"> エンジン洗浄を行う対象工場の基準として、エコアクション21認証取得工場と指定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、エコアクション21認証取得の有無等による事業者の選別は適切ではないと考えられます。 	17
	<ul style="list-style-type: none"> エンジン洗浄対象車両として、ディーゼル車、小型・中型のトラック、塵芥車なども対象とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、現段階においてはディーゼル車のエンジン洗浄に係る十分な情報が収集されていないことから、データ収集を行い、継続して検討を実施する必要がありますと考えております。 	25
	<ul style="list-style-type: none"> 燃焼室、オイルラインの2種類の内部洗浄を、点検や車検の度に実施すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> エンジン洗浄費用の負担を軽減する様な補助金制度を設けるべき。 		2
	<ul style="list-style-type: none"> エンジン洗浄に使う洗浄液によってエンジントラブルが発生するケースについて配慮すべき。 		1
⑩ 役務（植栽管理）	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準②に、「適切な防除手段を用いて」の前に、『農薬を使わない方法など』と追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準③にその旨記載していることから、原文のとおりとします。 	1
⑩ 役務（清掃）	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準②「洗面所の手洗い洗剤」について、「可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること」を追加すべき。 判断の基準④について、「製品中の含有量」が指針値以下なのか「室内空気中の濃度」が指針値以下なのか不明瞭。また、指針値による室内濃度の管理ではなく、代替物がある場合にはそのような物質は使用しないことが望ましいと考える。 判断の基準⑤について、「環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者」とは、施設の清掃を行う清掃業者のことを指すのか、フロアポリッシュ等の製品を提供するメーカーのことを指すのか不明。 配慮事項④について、同様に「洗剤」を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 備考1に示したとおり、揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとしています。また、代替物の使用については、配慮事項④に「可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること」としており、代替が可能な場合について、代替物の使用を促進すべきと考えております。 清掃に係る役務の調達であることから、清掃を受託する事業者を指します。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> 備考2において合成洗剤を推進しているように読み取れるため、「合成洗剤」の文字を削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 家庭用品品質表示法に基づく記載であるため、原文のとおりとします。 	1
⑩ 役務（旅客輸送（自動車））	<ul style="list-style-type: none"> 今回の「旅客輸送（自動車）」の追加に賛同する。 配慮事項として、「環境保全活動を進めるために、『ISO14001認証』もしくは交通エコロジー・モビリティ財団の『グリーン経営の認証・登録』など第三者により評価等されていること。」と追記すべき。 備考2について、現に行っている業者を選択すべきであり、「エ 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。」を「～行っていること。」に修正すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> — ISO14001の認証取得、グリーン経営認証等の事業者の環境経営への取組を促進することは極めて重要であると考えますが、事業者の自主的な取組は様々な方法が考えられることから、一律に規定することは困難と考えられます。このため原文のとおりとします。 ご意見を踏まえ、修正いたします。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> 植物を原料とするプラスチック」にかかる部分全般について、遺伝子組み換え作物の問題は範囲が広く、LCA専門家のみならず農水省や農業団体、国内の穀物市場関係者なども含めた会議で慎重に検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。なお、特定調達品目の検討にあたっては、所管の省庁等における検討結果を受けて、新たな知見が示された場合はそれに基づき対応することとしております。 	1
⑩ その他	<ul style="list-style-type: none"> 役務全般について、役務は顧客に便益を提供する一連の活動そのものが製品であるため、活動全般を考慮すべく、役務提供者の「環境マネジメントシステム認証」もしくは「適合宣言」を判断の基準に加えるべき。 基準に適合しているかの判断が難しい、もしくは面倒なため、環境ラベルを作り、無料又は廉価で供給業者に添付させるなどの工夫が必要。 基本方針の前文に「特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、～適宜見直しを行っていくものとする」とあるが、「普及の状況」を判断基準の一つとすることは不適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 今後、適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。 基本方針に記載のあるとおり、特に公共工事分野においては、目的となる工作物が、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、強度や耐久性、機能を備えていることに留意すべきであることから、普及の状況については基本的な考え方として設定しております。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> 今回の基本方針前文の改定案に賛同する。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	1